

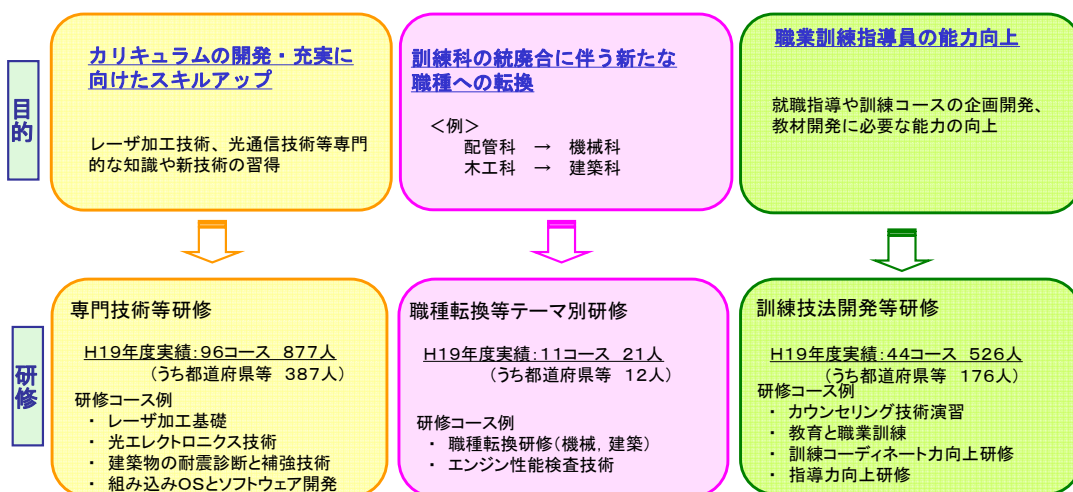
- ・ 現在、ISOにおける教育訓練分野の国際規格発行に向けた動向をはじめとする国際的な動きに対応して、我が国の実情に見合った教育訓練の質の保証システムを構築することは、重要であり、機構のシステムをベースに国内における民間を含めた教育訓練の質の保証システムを整備することが期待されている中で、こうした機構の蓄積してきたノウハウを解体することは、国際的な動きに我が国が大きく遅れを取ることになる。
- ・ 職業訓練制度の特質として、一般教育に比して、訓練内容が、産業社会の技術の急激な進歩やニーズの変化に常にキャッチアップすることが要請される点が挙げられる。このため、職業訓練指導員の能力向上・更新を図ることや、後述のように、訓練カリキュラム・コースを最新のものに改廃することは、職業訓練制度の生命線と言って過言ではない。
- ・ したがって、指導員の養成や再訓練を専門的ノウハウに基づき体系的かつ効率的に行う機能は、職業訓練制度全体のため不可欠であり、こうした機能を持っている都道府県や民間事業者がほとんどない状況では、国の責任の下、機能の強化・発展を図る必要がある。

技術の変化に応じた職業訓練指導員の能力の再研修

職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員（機構、都道府県、民間）の**専門性の拡大・レベルアップ**や**新たな職種を担当するための研修**を実施

→ 公共訓練指導員に対する年間の訓練実施数は、公共訓練指導員の総数の約1/4

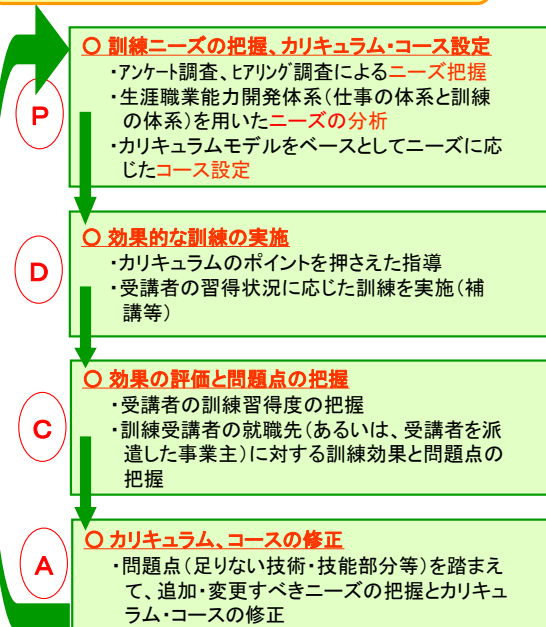
○H19年度実績 **151コース 1,424人**（うち都道府県等 41% (575人) 機構 40% 民間 19%）



PDCAサイクルによる訓練カリキュラムの見直し

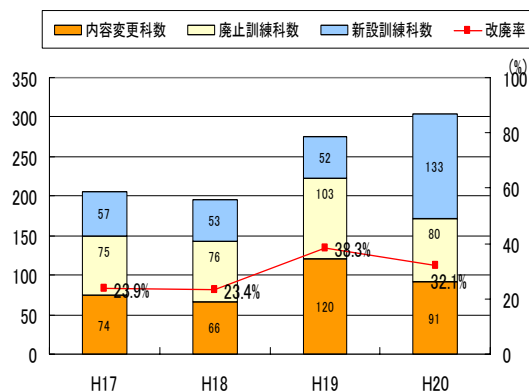
PDCAサイクルによるカリキュラム・コースの見直しを実施。

離職者訓練については、毎年3割程度の訓練科の内容変更・廃止及び新設を実施



(例) 離職者訓練「(新設)機械加工技術科」←「(廃止)テクニカルオペレーション科」

○ 設計開発の都市部集約化の一方で、地方における機械加工分野の訓練ニーズが増加したことに伴い、設計製図を中心としたテクニカルオペレーション科を廃止し、機械加工技術科を設置した。



(5) 職業訓練業務に係る財源及び経費の実績と評価
(財源について)

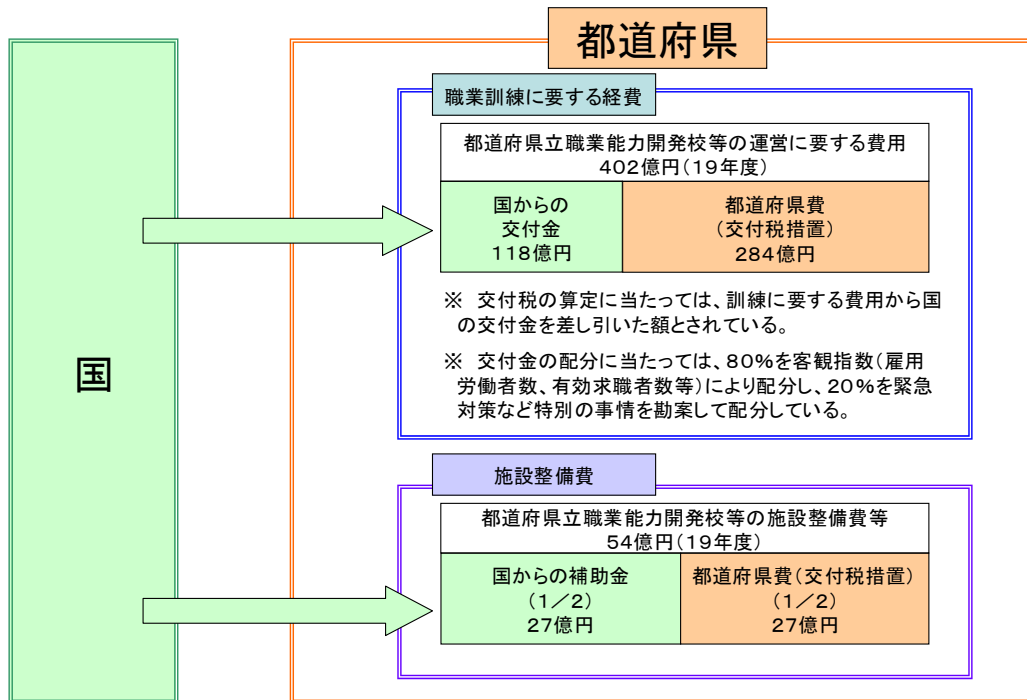
- ・ 機構の行う職業訓練関係経費は、ほとんどが事業主の保険料負担分のみを原資とする雇用保険二事業の一つである能力開発事業からの拠出であり、税金を財源とする一般会計は、ほとんど含まれていない。
- ・ 平成20年度の雇用保険二事業の予算は、次のようになっており、事業規模は、毎年、減少している。

雇用保険二事業について

<p>雇用保険二事業とは 失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策 - 失業等給付の給付減を目指す -</p>	
<p>事業内容</p>	
<p>① 雇用安定事業 【20年度予算 1,995億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業主に対する助成金 <ul style="list-style-type: none"> ・若年者や中高年齢者の試行雇用を促進(試行雇用奨励金) ・高齢者や障害者を雇用する事業主を支援(特定求職者雇用開発助成金) ・創業や雇用を増やす事業主を支援(自立就業支援助成金、地域雇用開発助成金) ・失業予防に努める事業主を支援(雇用調整助成金) ・仕事と子育ての両立を支援(育児・介護雇用安定等助成金) 等 ○中高年齢者等再就職の緊要度が高い求職者に対する再就職支援 <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援ナビゲーターや再チャレンジプランナーによるきめ細かい就職相談・職業紹介 等 ○若者や子育て女性に対する就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブカフェ、マザーズハローワーク等における職業紹介、情報提供 等 	
<p>② 能力開発事業 【20年度予算 1,296億円】(うち機構分 974億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在職者や離職者に対する訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・日本版デュアルシステムの実施 ・公共職業能力開発施設の設置・運営 ・専修学校等の民間教育機関を活用した職業訓練の推進 ○事業主が行う教育訓練への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成促進助成金 等 ○職業能力評価制度の整備 ○ジョブ・カード制度の構築 	<p>※赤字は(独)雇用・能力開発機構が担う事業 (また、事業主に対する助成金の一部も機構で実施)</p>
<p>リストラ等雇用上の諸問題が企業行動に起因するところが多く、また、これらの問題の解決が事業主にも利益をもたらすため、事業主の保険料(雇用者の賃金総額の0.3%分)のみを原資。国庫負担はない(税金は投入されていない)。</p>	

- ・ なお、都道府県の職業訓練業務は、運営費が約 428 億円の事業規模であり、そのうち、約 144 億円が国からの交付金及び委託費、約 284 億円が県独自の財源から構成されている。

現在の都道府県に対する補助金・交付金制度



- ・ 交付金の財源別内訳は、約7割が雇用勘定、約3割が一般会計であり、各都道府県への交付は、8割が雇用労働者数、有効求職者数等の指数にもとづく交付、2割は調整部分であり、職業訓練を緊急に行うことの必要性等の特別の事情を考慮して交付されている。
- ・ そのほか、施設整備費補助金は、雇用勘定の拠出で、約27億円であり、施設・設備費の1/2を補助することとしている。

(経費の実績と評価)

- ・ 機構の職業訓練施設は、ポリテクセンター61所、職業能力開発大学校10校、附属短期大学校12校、職業能力開発総合大学校1校で、職業訓練に要する経費は約735億円(平成19年度)となっている。
- ・ これらの施設の職業訓練に要する経費については、他の機関と比較して次のような状況にある。

① 離職者訓練

平成19年度における機構の離職者訓練の一人当たり経費は、施設内訓練で約80.7万円となっており、愛知県の73.2万円、石川県の93.1万円、愛媛県の83.3万円と比べて、ほぼ同水準となっている。就職率に関しては機構が都道府県を上回っていることを勘案すれば、同程度のコストでより高い成果をあげているものと評価される。